

登録電気工事業者の登録行政庁の変更の届出必要書類（法第8条関係）

山梨県知事の登録を受けた電気工事業者が、その登録を受けた後、二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき、または山梨県内の営業所を廃止して他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなり、引き続き電気工事業を営もうとする場合で、経済産業大臣や他の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、「登録行政庁変更届出書」に下表の添付書類を添えて山梨県知事に届け出てください。

番号		
①	登録行政庁変更届出書	○
②	登録証の原本	○

※1 欄内の○印が必要となる書類。

様式第5 (第5条)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録行政庁変更届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電話番号 () -

電気工事業の業務の適性化に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 山梨県知事登録第 号

2 新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。